

仙台市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく
指定事業者等からの暴力団員等排除に関する要綱

(平成25年 9 月30日健康福祉局長決裁)

目次

第1章 総則（第1条―第2条）

第2章 指定事業者等からの暴力団員等の排除（第3条―第4条）

第3章 雑則（第5条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、仙台市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例（平成18年仙台市条例第4号）及び仙台市児童福祉法の施行に関する条例（平成24年仙台市条例第62号）に定めるもののほか、指定事業者の人員、設備及び運営に関する基準に関して、仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号。以下「市暴排条例」という。）に基づき、指定事業者等から暴力団員等を排除するために必要な事項について定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、次の各号に定めるもののほか、障害者総合支援法、児童福祉法及び市暴排条例において使用する用語の例による。

（1） 暴力団

市暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。

（2） 暴力団員等

市暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。

（3） 指定事業者

次に掲げる者をいう。

ア 障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者、同法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者並びに同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者

イ 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者、同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設の設置者及び同法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者

（4） 指定事業者等

次に掲げる者をいう。

ア 指定事業者

イ 指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所を管理する者（以下「管理者」という。）

第2章 指定事業者等からの暴力団員等の排除

(指定事業者の人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 指定事業者等は、暴力団員等に該当する者であってはならない。

2 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、暴力団を利することとならないようにしなければならない。

3 指定事業者（指定申請を行う者を含む。）は、次の各号の場合において、別紙により、暴力団員等排除に係る誓約書を提出するものとする。

(1) 障害者総合支援法第36条第1項、第38条第1項、第51条の19第1項若しくは第51条の20第1項又は児童福祉法第21条の5の15第1項、第24条の9第1項若しくは第24条の28第1項の規定に基づく指定申請を行うとき

(2) 障害者総合支援法第41条第1項若しくは第51条の21第1項又は児童福祉法第21条の5の16第1項、第24条の10第1項若しくは第24条の29第1項の規定に基づく指定の更新申請を行うとき

(3) 障害者総合支援法第46条第1項若しくは第3項、第51条の25第1項若しくは第3項又は児童福祉法第21条の5の20第3項、第24条の13第3項若しくは第24条の32第1項の規定に基づき代表者又は管理者の変更届出を行うとき

(市の措置)

第4条 仙台市長は、前条第3項に定める誓約書を受理した場合において、必要があると認めるときは、仙台市と宮城県警察とが締結した仙台市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する協定書（平成25年7月31日締結）の規定に基づき、指定事業者等が暴力団員等に該当する者であるか否かについて、宮城県警察本部長に照会することができる。

2 前条第3項に規定する誓約書の提出に当たり、偽りその他不正の行為が認められるときは、障害者総合支援法第50条若しくは第51条の29又は児童福祉法第21条の5の24、第24条の17若しくは第24条の36の規定等に基づき取り扱うものとする。

第3章 雑則

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、施行に関しその他必要な事項は健康福祉局長が別に定めるものとする。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成25年10月1日から実施する。

附 則（平成30年3月29日改正）

この改正は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（令和2年2月21日改正）

この改正は、令和2年3月1日から実施する。

附 則（令和3年1月26日改正）

この改正は、令和3年2月1日から実施する。

附 則（令和3年12月17日改正）

この改正は、令和3年12月24日から実施する。